

八王子市第二次特別支援教育推進計画（素案）に対する パブリックコメントについて

実施期間 平成 25 年 2 月 15 日～3 月 19 日
募集方法 持参、郵送、FAX、E メール
閲覧場所 市役所 7 階 教育委員会指導課支援教育担当窓口
教育センター
各事務所、図書館

	方法	提出数
提出者…11 名	持参（事務所含）	1
	郵送	2
	FAX	4
	E メール	4

	内容	件数
意見…52 件	第 1 章	1 件
	第 2 章	5 件
	第 3 章	35 件
	第 4 章	6 件
	その他	5 件

皆さんから寄せられた主なご意見と市の考えです。

(重複する内容のものは、代表的なご意見を掲載していますのでご了承ください。)

	ご意見	市の考え
1	特別支援学級を全校に設置して受け入れ態勢を強化することと並行して学校の統廃合を進めることが必要だ。	特別支援学級には知的障害の固定学級や情緒障害等の通級指導学級、難聴言語障害の通級指導学級と、障害の種別や支援の形態に応じた学級があります。そのため、既存の学級のバランスを見ながら新たな学級の設置を進め、今回の計画ではおおむね2校に1校程度の設置を目指しています。学校の統廃合については特別支援教育推進計画とは別に検討すべき課題であると認識しています。
2	学校サポーターの講習参加を義務づけることが必要だ。	学校サポーターの方に支援の方法を理解していただくことは大切なことです。今回の計画では講習の機会を地域で設け、参加しやすくすることも目標にしています。 (※サポーターの研修についてはほかにも同様のご意見をいただきました。)
3	「特別支援教育コーディネーターの専門性の向上」を支持します。個別指導計画等、しっかり機能することを望みます。	特別支援教育に関わる人材を育成することは、今回の計画の大きな目標の一つです。管理職も含め研修を充実させ、校内体制の強化に努めます。 (※コーディネーターの専門性についてはほかにも同様のご意見をいただきました。)
4	個別の教育支援計画作成が強化されるように記述してほしい。	個別の教育支援計画作成は特別支援教育を行っていくための校内委員会でも重要な位置付けであり、計画の中でも校内委員会の強化の中で活用を積極的にすすめるという取組みを立てています。
5	学力向上のための人員配置として、児童・生徒学習サポーター、業務アシスタント、学校生活適応支援員を作って地域人材を活用した教育活動の充実を図る。	地域人材を活用した教育活動や支援体制の充実については重要な施策の一つであり、指導補助員や学校サポーターの育成と配置の充実を図っていきます。

6	学校サポーターが子どもたちのために十分に動けるよう配慮していただきたい。	通常学級における支援を充実させるには、学校サポーターの方が大切な役割を果たします。今回の計画では学校への配置を充実させるとともに研修によるスキルアップも図ります。 (※学校サポーターについてはほかにも同様のご意見をいただきました。)
7	「八王子市教育委員会における支援体制の充実」は、体制の強化だけでなく職掌分担が市民に明確になることを望みます。	教育委員会で組織改正を検討するにあたっては、市民の皆さんや学校にとってわかりやすく、迅速に対応できる組織体制を目指します。 (※支援体制の充実についてはほかにも同様のご意見をいただきました。)
8	保育園・幼稚園や関係機関の巡回相談との連携強化に期待します。	巡回相談は相談機能の中でも重要な仕組みの一つです。今回の計画では関係機関との連携を強めることでその機能強化を図ります。 (※保育園・幼稚園の巡回相談との連携についてはほかにも同様のご意見をいただきました。)
9	中学校への支援シートによって思春期の子どもへの本人理解の充実がされることに期待します。	保育園・幼稚園からの就学支援シートは保護者の皆さんの理解により一定の効果を得ています。その後の子どもの育ちをさらにつなげるため、中学校に向けての支援シートも同様に実施していくことを目指します。 (※中学校の支援シートについてはほかにも同様のご意見をいただきました。)
10	第2章に「軽度発達障害」「特殊学級」の表記があるが、現在文部科学省もこの言葉は使っていない。	第2章では平成15年に策定された計画を振り返って成果と課題を考察しています。そのため章の始めに記述いたしましたように前計画の文言をそのまま文中で引用しております。よって、新たに見直された第二次計画の中では使用しておりません。 (※軽度発達障害の表記についてはほかにも同様のご意見をいただきました。)
11	第4章の用語解説 「精神障害保健福祉手帳」は発達障害も適応範囲なので明記してほしい。発達障害について学習障害以外のものについて	「精神障害者保健福祉手帳」の適応範囲について、詳細を上げていけばご指摘の通りですが、本計画用語解説では他の用語の解説内容とのバランスを考慮して記載の内容のとおりとさせていただきます。発達障害の解説につ

	も適切な説明をしてほしい。就学相談室の説明にきこえとことばの学級の手続きが違うことを追記してほしい。	いは追加させていただきます。 また、就学相談等の詳細については「就学相談ガイド」等で周知しております。 (※精神障害保健福祉手帳についてはほかにも同様のご意見をいただきました。)
12	特別な教育的ニーズとしての不登校やいじめ問題との連携はどのように捉えられているか？	教育委員会における支援体制を充実し、不登校やいじめを含む「支援を必要とする」すべての児童・生徒への支援体制の強化を図っていくこととしています。
13	策定委員の構成について、保護者(市民)に加えて公募市民の参加があると良い。	今回の計画策定では計画内容が専門性の高い分野に及ぶことを踏まえて、教育委員会や学校、学識経験者や医療機関、市の関連所管、就学前機関としての保育園関係者を策定委員としました。また、市民からの代表についても、学校に関わる市民の代表としてPTA関係、支援の必要な子どもの保護者の立場として親の会の代表の方に参加していただきました。
14	平成 25 年度から実施される八王子市の新基本構想・基本計画の理念や考え方との整合性は？	本計画の策定にあたっては、市の上位計画である新基本構想・基本計画の中の第3篇「生きる力を育む学校教育」を中心に整合性を図っています。
15	全体を通して「障害」は「障がい」と表記する方が好ましいのでは？	「障害」「障がい」の表記については様々な議論がありますが、本計画においては文部科学省、東京都教育委員会並びに市の関連計画や関連所管の表記と同様の漢字表記といたしました。
16	今の巡回相談は学校の依頼により行われていますが、保護者の依頼で行われる巡回相談があってもいいのではないのでしょうか？専門家の意見なら受け入れやすいこともあります。	巡回相談の目的は通常の学級における学習環境でのお子さんの見立てや指導の助言が中心なので、授業中の観察を行うこともあるため学校からの依頼で伺う仕組みになっています。

その他、計画の中の一つ一つの取組みについてご賛同いただいているご意見や、表現が分かりやすいといった評価も頂戴いたしました。たくさんの方にご覧いただき感謝いたします。